

公安委員会	警察署の業務の	平成25年2月21日
説明資料No. 1	見直しについて	総務課

「警察署を中心とした都道府県警察の業務の合理化」（「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策4）の推進を図るため、警察庁の通達に記された警察署長の決裁事項の見直し等を実施することとする。

警察事象の増大に伴って警察署長の役割が多様かつ広範になっていることに鑑み、これまで警察署長に集中していた決裁等について、業務内容に応じて、警察署の課長等に行わせる等の見直しを行い、各級幹部に責任を持たせ、警察署長がこれらを監督することにより、警察署における適正な業務運営の確保と警察署長の実質的な指揮監督機能の強化を図るもの。

各局部で通達等を順次見直し、現在、通達で警察署長の業務とされているものに関し、実施回数等の義務付けを見直す、警察署の課長等による専決を可能とする、警察署長以外（課長等）の業務とする、業務内容を簡素化する等の見直しを進めることとする。

（参考）

「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策4

<警察署を中心とした都道府県警察の業務の合理化>

都道府県警察において、警察署長及び副署長の決裁事項の見直し等の業務負担の軽減、報告書類の削減を含む業務管理の在り方を見直し、警察本部や警察署の業務分担や連携の在り方等についての見直し等を行う。また、警察庁において、都道府県警察の実態を踏まえた業務効率化のための指導・支援を強化する。

公安委員会

説明資料No. 2

警察庁長官に対する審査請求に係る裁決について(行政機関個人情報保護法関係)

平成25年2月21日

総務課

(略)

平成24年における被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の施行状況は次のとおり。(規則第11条、第13条及び第14条)

1 都道府県警察

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 被疑者取調べの件数 | 156万2,874件 |
| (2) 取調べ室の外部からの視認の回数 | 324万8,559回 |
| (3) 巡察の回数 | 3万2,147回 |
| (4) 被疑者取調べに係る苦情の申出の件数 | 540件 |
| (5) 規則第10条に基づく調査の件数 | 427件 |
| (6) 監督対象行為の件数 | 39件 |
| (うち事案数) | 38(轄) |

表1 監督対象行為の類型別内訳 (平成23年・24年)

監督対象行為の類型	H24	H23
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束やむを得ない場合を除き、身体に接触	10	22
直接又は間接に有形力を行使(上記に掲げるものを除く)	4	1
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動	3	3
人の尊厳を著しく害するような言動	2	1
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求	0	0
「午後10時から翌日午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき」又は「1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うとき」に警察本部長又は警察署長の事前承認を受けないこと	11	3
合計	39 (38)	31 (27)

※ 合計欄の括弧内の件数は監督対象行為の事案数

表2 監督対象行為の端緒別内訳 (平成24年)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	5	23
	留置部門の通報	4	
	その他	14	
苦情等を端緒	苦情の申出	12	15
	その他	3	
合計			38

※ 監督対象行為の事案数を基に集計

2 皇宮警察

被疑者取調べ4件。視認12回。巡察11回。被疑者取調べに係る苦情の申出なし。規則第10条に基づく調査なし。監督対象行為なし。

1 概況

刑法犯少年は、6万5,448人（前年比12,248人、15.8%減）と9年連続で減少して前年に続き戦後最少を更新したが、人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員）は9.1で、成人（2.1）の4.3倍と高水準で推移している。

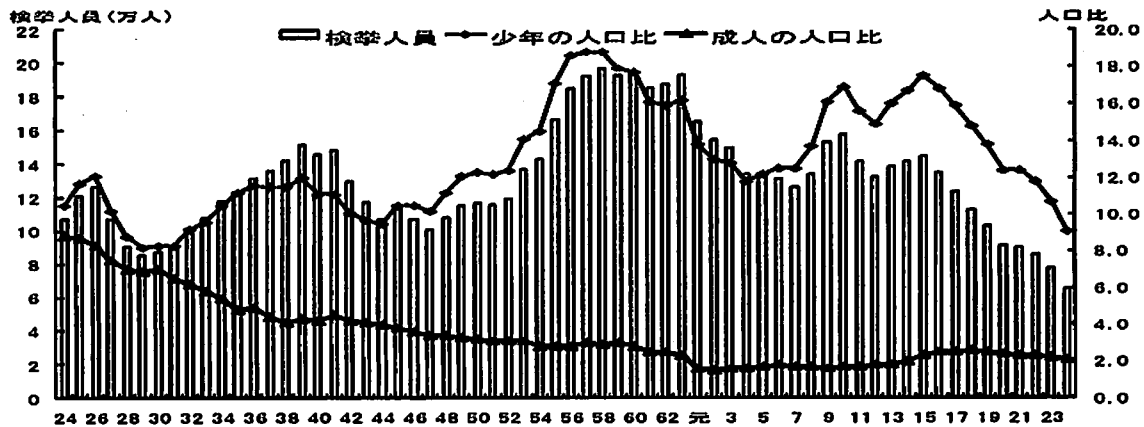
1頁
11頁

罪種・手口別では、刑法犯少年総数の約7割を占める初発型非行（4万3,302人）が20.6%減と大きく減少したが、他方、凶悪犯及び粗暴犯の減少基調に下げ止まりが見られた。また、性犯罪（強姦及び強制わいせつ。455人）は、昨年より31.5%増加して平成16年以降で最多となり、中でも中学生の検挙・補導人員（287人）は、昭和62年以降で最多となった。

4頁
2頁
12頁
3頁

刑法犯少年の検挙人員及び人口比の推移

（昭和24年～平成24年）



年次	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	増減数	増減率
検挙人員(人)	112,817	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696	65,448	▲ 12,248	▲ 15.8
凶悪犯	1,170	1,042	956	949	783	785	836	51	6.5
強姦	106	121	127	120	110	69	122	53	76.8
粗暴犯	9,817	9,248	8,645	7,653	7,729	7,276	7,695	419	5.8
窃盗犯	62,637	58,150	52,557	54,784	52,435	47,776	38,370	▲ 9,406	▲ 19.7
万引き	30,161	28,161	26,277	29,119	28,348	25,961	19,645	▲ 6,316	▲ 24.3
オートバイ盗	7,311	6,740	5,702	5,842	5,530	4,932	4,258	▲ 674	▲ 13.7
自転車盗	14,656	13,611	11,977	11,430	10,653	9,002	7,741	▲ 1,261	▲ 14.0
知能犯	1,294	1,142	1,135	1,144	978	971	962	▲ 9	▲ 0.9
風俗犯	346	341	389	399	437	466	566	100	21.5
強制わいせつ	242	262	275	281	318	277	333	56	20.2
その他の刑法犯	37,553	33,301	27,284	25,353	23,484	20,422	17,019	▲ 3,403	▲ 16.7
占有離脱物横領	30,528	26,437	20,594	18,971	17,268	14,674	11,658	▲ 3,016	▲ 20.6

少年の人口比	14.8	13.8	12.4	12.4	11.8	10.7	9.1
成人の人口比	2.6	2.5	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1

初発型非行	82,656	74,949	64,550	65,362	61,799	54,569	43,302	▲ 11,267	▲ 20.6
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----------	--------

注) 初発型非行とは、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

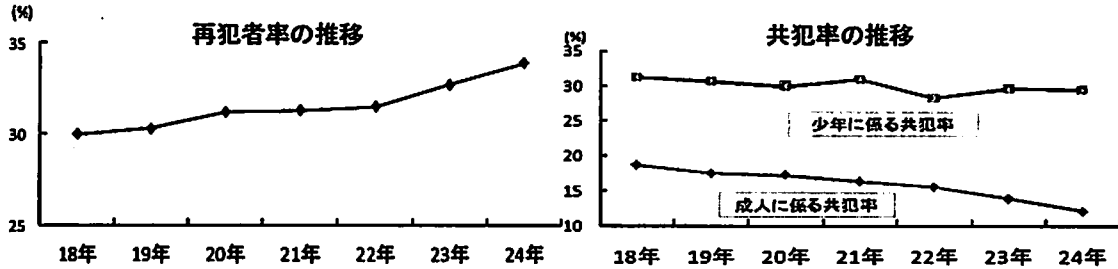
性犯罪(刑法少年を含む)	467	522	533	570	615	528	648	120	22.7
中学生	171	193	196	204	237	237	287	50	21.1
高校生	123	123	149	148	162	119	157	38	31.9

再犯者率(%)	30.0	30.3	31.2	31.3	31.5	32.7	33.9
---------	------	------	------	------	------	------	------

少年に係る共犯率(%)	31.3	30.7	30.0	31.0	28.3	29.6	29.5
少年と成人	8.1	7.3	6.0	4.7	4.9	5.1	5.9

2 再犯者率、共犯率

刑法犯少年の再犯者率は15年連続で増加し、統計のある昭和47年以降で最も高い33.9%に達した。また、少年に係る共犯率（刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合）は、29.5%とほぼ横ばいであるが、成人に係る共犯率（12.2%）の2.4倍に上っている。



3 低年齢化

刑法犯少年を年齢別で見ると、検挙人員及びその人口比とも平成19年以降、15歳が16歳を上回り最多となっている。特に、初犯者数は20年以降、初犯者の人口比は21年以降、14歳が最多となっており、少年非行の低年齢化が認められる。

4 いじめに起因する事件の検挙・補導状況

いじめに起因する事件数は260件（上半期65件、下半期195件）で前年比2.3倍となり、昭和62年以降で最多となった。罪種別では、傷害が最多で122件（前年比2.2倍）、次いで暴行が74件（同3.9倍）となっている。

また、検挙・補導人員は511人で、その4分の3を中学生が占めている。

	(件)						
事 件 数	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
強制わいせつ	1	1	1	1	3	5	3
暴 行	56	31	24	22	33	18	74
傷 害	103	97	73	74	59	57	122
暴力行為	11	12	9	10	6	9	11
脅 迫	3	3	9	2	3	0	4
強 要	6	5	2	3	7	2	10
恐 喝	25	35	21	27	9	8	20
器物損壊	9	6	0	8	2	3	4
そ の 他	19	11	12	16	11	11	12

	(人)						
検 挙 ・ 補 導 人 員	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
検 挙 ・ 補 導 人 員	460	457	313	313	281	219	511
うち女子	92	111	33	76	64	38	42
小 学 生	18	26	7	38	23	20	36
うち女子	3	5	0	9	7	11	3
中 学 生	352	349	238	228	228	161	384
うち女子	82	91	28	61	49	27	35
高 校 生	90	82	68	47	30	38	91
うち女子	7	15	5	6	8	0	4

5 今後の対策

「非行少年を生まない社会づくり」を一層推進して、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化を図る。特に、立ち直りの阻害要因となる不良交友関係に代わる居場所づくりを推進するなど、再非行防止対策を強化するとともに、非行防止教室を始めとする低年齢少年の規範意識向上施策等を開発する。

また、いじめ問題については、学校との連携を強化し、犯罪として取り扱われるべき事案に対する捜査を始め、一層的確に対応していく。

6 頁
15 頁

11 頁
7 頁

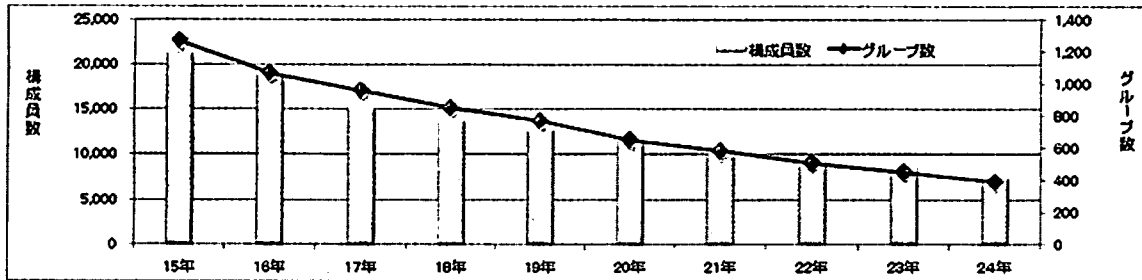
21 頁

1 暴走族の動向

(1) 実態

暴走族のグループ数及び構成員数は減少傾向が継続している。

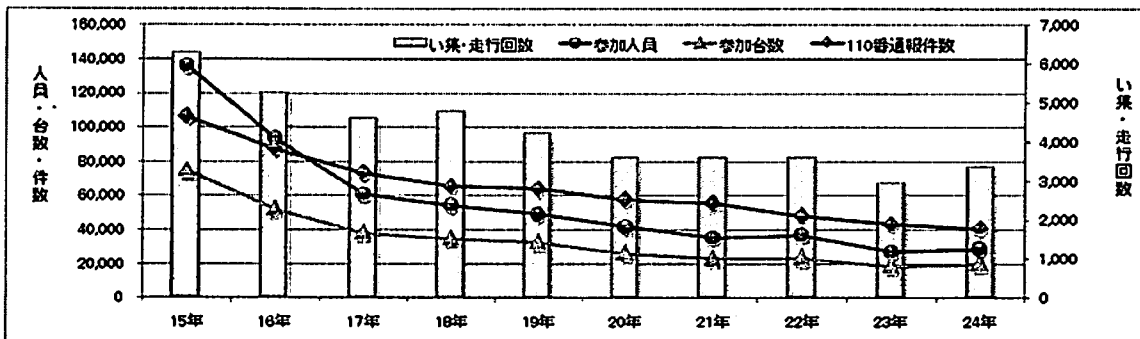
区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	前年比増減数・率	
グループ数	651	583	507	452	392	-60	-13.3%
構成員数	11,516	10,454	9,064	8,509	7,297	-1,212	-14.2%



(2) 110番通報件数及びい集・走行回数等

前年比で、110番通報件数は減少、い集・走行回数、参加人員、参加台数は増加したが、中長期的にみると、いずれも減少傾向にある。

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	前年比増減数・率	
い集・走行回数	3,568	3,572	3,566	2,923	3,317	394	13.5%
参加人員	41,806	35,247	36,961	27,037	28,828	1,791	6.6%
参加台数	25,896	23,180	23,223	18,572	19,688	1,116	6.0%
110番通報件数	57,593	55,549	48,284	43,215	40,577	-2,638	-6.1%



2 検挙状況

共同危険行為等の禁止違反など道路交通法違反や刑法犯等による暴走族の総検挙人員も、減少傾向が続いている。

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	前年比増減数・率	
総検挙人員	35,754	32,170	30,776	29,312	25,441	-3,871	-13.2%
道路交通法(人)	32,963	29,534	27,969	26,551	22,774	-3,777	-14.2%
うち騒音関係違反	2,942	3,035	3,020	3,451	3,266	-185	-5.4%
うち共同危険行為	2,833	2,405	2,008	1,679	1,274	-405	-24.1%
逮捕者数	1,463	1,270	1,153	933	727	-206	-22.1%
検挙件数	307	278	240	225	165	-60	-26.7%
道路運送車両法(人)	280	201	213	165	167	2	1.2%
刑法(人)	2,229	2,165	2,361	2,326	2,282	-44	-1.9%
その他(人)	282	270	233	270	218	-52	-19.3%
うち逮捕者数	3,480	3,336	2,931	2,701	2,485	-216	-8.0%

※ 騒音関係違反は、近接排気騒音に係る整備不良、消音器不備、騒音運転等をいう。

3 今後の対策

共同危険行為等の禁止違反等での検挙を始めとした警察の取締りと関係機関等と連携した加入阻止・離脱支援等の対策により、暴走族構成員等は減少傾向にあるが、依然、年間4万件を超える暴走族の取締り要望等の110番通報があることから、引き続き、暴走族の活動実態等を分析して先制的な取締りを推進するとともに、道路管理者や施設責任者に働き掛け、い集走行をさせない環境作りを拡充していく。

公安委員会 説明資料No. 6	外為法違反等事件被疑者の逮捕について	平成25年2月21日 外事課
--------------------	--------------------	-------------------

大阪府警察本部は、北朝鮮に不正に貨物を輸出した外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）及び関税法違反（虚偽申告輸出）の疑いで、2月14日（木）、京都市内の者を通常逮捕した。

1 被疑者

国籍

住居 京都市

職業

氏名

(62歳)

2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）

関税法違反（虚偽申告輸出）

3 事案の概要

被疑者は、平成21年6月18日から北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出が禁止されているにもかかわらず、平成24年6月22日、北朝鮮向けのニット生地1,497ロール（輸出申告価格170万7,625円）を、最終仕向地が中国・大連であるとの虚偽の申告をし、同年6月28日、経済産業大臣の承認を受けないで、大阪港から中国・大連を経由して、北朝鮮に輸出したものである。

4 参考

我が国政府が講じた対北朝鮮措置に係る違反事件として、本件は27件目（輸出20件、輸入6件、仲介貿易1件）の検挙となる。

なお、中国・大連を経由した迂回輸出入事件としては22件目となる。